

### 諏訪之瀬島の噴火警戒レベルの改定について

○諏訪之瀬島では、火山防災協議会による検討により、島内の避難施設の整備状況や居住地域と火口の距離等を踏まえ、警戒が必要な範囲を見直しました。  
 ○噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」は以下のように変更になります。

現行



改定後



現行	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和6年3月 27 日 11 時まで)
レベル5	島内全域
レベル4	
レベル3	火口中心から概ね2km以内の範囲
レベル2	火口中心から概ね1km以内の範囲
レベル1	状況に応じて火口内への立入規制等

改定後	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和6年3月 27 日 11 時以降)
レベル5	島内全域、御岳火口中心から概ね 3.5km 以内の範囲(御岳火口で居住地域に重大な影響を及ぼすブルカノ式噴火が発生した場合またはその可能性がある場合)
レベル4	
レベル3	火口中心から概ね 2.7km以内の範囲
レベル2	火口中心から概ね 1.5km以内の範囲
レベル1	状況に応じて火口内への立入規制等